



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の
利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額 (219) (障害福祉課) …………… 1
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (220) (東部福祉保健局) …………… 1
指定居宅サービス事業者の指定 (221) (〃) …………… 2
指定居宅介護支援事業者の指定 (222) (〃) …………… 2
指定居宅サービス事業者の廃止 (223) (〃) …………… 2
指定居宅介護支援事業者の廃止 (224) (〃) …………… 3

告 示

鳥取県告示第219号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第54号）による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第8条第2項ただし書の規定に基づき、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額を次のように定め、平成18年4月1日から施行する。

平成15年鳥取県告示第210号（鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第8条第2項ただし書の知事が定める額は、同項に規定する療養費算定額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

鳥取県告示第220号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	グループホームいなば	鳥取市伏野2256-7	地域生活援助	平成18年3月31日

鳥取県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人のどか 理事長 小田原義彦	鳥取市気高町二本木41	地域生活援助はうすのどか	鳥取市気高町勝見682-50	通所介護	平成18年3月31日

鳥取県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人のどか 理事長 小田原義彦	鳥取市気高町二本木41	のどか居宅介護支援事業所	鳥取市気高町勝見682-50	平成18年3月28日

鳥取県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
瀬川 謙一	八頭郡八頭町坂田 350-3	瀬川医院	八頭郡八頭町船岡 585-1	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成18年 3月10日
〃	〃	〃	八頭郡八頭町坂田 350-3	訪問看護、訪問リハビリテーション、	平成18年 3月10日
鳥取市 市長 竹内 功	鳥取市尚徳町116	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	鳥取市的場一丁目 11	短期入所、療養介護、通所リハビリテーション	平成18年 3月31日

鳥取県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
鳥取市 市長 竹内 功	鳥取市尚徳町116	やすらぎ居宅介護支援事業所	鳥取市的場一丁目11	平成18年 3月31日

